

## 入札・契約制度の改正について

予定価格及び最低制限価格については、事前公表をすることにより不正な行為を防止することは可能であるが、その一方で建設業者の積算能力を低下させる恐れがあり、また適切な積算を行わずに入札を行った場合に、下請業者等へのしわ寄せや品質に影響を及ぼす可能性があることから、近江八幡市入札制度あり方検討委員会の答申を受け、地元業者の見積り能力の向上等、地元業者育成の一環として予定価格及び最低制限価格の事後公表を試行的に実施することとしました。

また、請負業者への円滑な資金提供を図ることで、下請業者への適切な支払い、建設業者の資金繰りの改善につなげることを目的として、中間前金払制度を導入します。

### 1 予定価格及び最低制限価格の事後公表の試行

#### ・実施時期

平成 23 年 10 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札から実施します。

#### ・対象工事

設計金額 3,000 万円以上の土木一式工事、建築一式工事、水道配水管布設工事

(ただし、契約審査会において事前公表としたものを除く)

事後公表若しくは事前公表については、公告若しくは指名通知に明示します。

### 2 中間前金払制度

#### ・実施時期

平成 23 年 9 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札から実施します。

\* 要綱等は後日公表します。

担 当

総務部管財契約課

契約検査グループ